

貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 市の交付する貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金については、松江市補助金等交付規則（平成 17 年松江市規則 48 号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第 2 条 この要綱における用語の定義は、次に定めるところによる。

- (1) 「貸切バス」とは、道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 3 条第 1 項ロに規定する一般貸切旅客自動車運送事業者（以下「貸切バス事業者」という。）が乗車定員 11 人以上の自動車を貸し切って旅客を運送するバスのことをいう。
- (2) 「レンタルバス」とは、道路運送法第 80 条第 1 項の規定による自家用自動車の有償貸渡許可を受けた事業者（以下「レンタカー事業者」という。）が貸し渡す自家用マイクロバス（乗車定員が 11 人以上 29 人以下であり、かつ車両長が 7m 以下の車両に限る）のことをいう。
- (3) 「民間貸切バス事業者」とは、市内に営業所を有する貸切バス事業者（公営企業を除く。）のことをいう。
- (4) 「レンタルバス利用者」とは、市内に営業所を有するレンタカー事業者からレンタルバスを借り受けたものをいう。
- (5) 「貸切バス利用運賃」とは貸切バスのキロ制運賃と時間制運賃の合計額（貸切バスを隠岐汽船で航送する場合は、フェリー自動車航送運賃を含む。）をいい、消費税等を含まないものをいう。
- (6) 「レンタルバス利用料金」とは、次に掲げる経費をいう。
 - ア レンタルバスの有償貸渡に係る経費のうち、損害保険料、燃料費、カーナビゲーション等各種オプションその他オプション料金及び消費税等を除いたもの
 - イ レンタルバスを隠岐汽船で航送する場合においては、フェリー自動車航送運賃のうち消費税等を除いたもの
- (7) 「市民」とは、市内に住所を有する個人又は団体をいう。

(補助の対象等)

第 3 条 補助金の名称、補助金交付の目的、補助金の交付対象である事務又は事業の内容、補助金の交付の率又は金額及び補助事業者の範囲は次の表のとおりとし、予算の範囲内で交付するものとする。

補助金の名称	貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金
補助金交付の目的	外出自粛の影響により止まっていた市民の移動を促進し、県内の旅行や視察などの需要を喚起するため、民間貸切バス事業者及びレンタルバス利用者に対して貸切バス利用運賃又はレンタルバス利用料金の一部を補助することで、もって、新型コロナウイルスの感染拡大の防止及び感染拡大の影響を受けている地域経済の回復を図ることを目的とする。
補助金の交付対象である事務又は事業の内容	「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金交付要綱」（令和 2 年 6 月 25 日島根県制定）の対象事業のうち、松江市を出発地とし、県内の松江市以外の市町村を目的地とする移動（令和 2 年 7 月 1 日以降に出発し、令和 3 年 3 月 31 日までに帰着するものに限る。）を行う市民を運送する事業

補助金の交付の率 又は金額	(1)貸切バス 貸切バス利用運賃の6分の1の額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、契約1件当たり5万円を上限とする。 (2) レンタルバス レンタルバス利用料金の6分の1の額(1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)とし、1日1台当たり1万円を上限とする。
補助事業者の範囲	貸切バス利用運賃の6分の5の額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とし、25万円を上限とする。)を減額して市民を貸切バスで運送する民間貸切バス事業者等及びレンタルバス利用者

(交付の申請)

第4条 規則第4条に規定する補助金等交付申請書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付申請書(様式第1号)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) 島根県に申請した「貸切バス等による県民の県内移動支援事業補助金交付申請書」の写し
- (2) 運送引受書の写し(民間貸切バス事業者に限る。)
- (3) レンタルバスの予約内容がわかる書類(レンタルバス利用者に限る。)
- (4) 自動車航送申込書の写し(隠岐汽船を利用する場合に限る。)
- (5) 振込先口座の確認ができる書類(ただし、過去にこの補助金の交付を申請した者は、これを省略することができる。)2 前項の申請書の提出期限は、原則として出発日の3日前(松江市の休日を定める条例(平成17年松江市条例第2号)第1条第1項に規定する日を除く。)までとする。

(決定の通知)

第5条 規則第7条に規定する補助金等交付決定通知書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付決定通知書(様式第2号)によるものとする。

(着手届及び完了届)

第6条 規則第11条による着手届及び完了届の提出は、これを省略するものとする。

(補助事業の変更等の承認申請)

第7条 補助事業者は、第5条の交付の決定を受けた補助事業について、次の各号のいずれかに該当する重要な変更を行うときは、規則第10条第1項の補助金等変更交付申請書又は同条第3項の補補助事業等変更・中止・廃止承認申請書に替えて貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金変更承認申請書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

- (1) 補助事業に係る運行主体の変更
- (2) 補助金の対象となる料金の変更
- (3) 補助事業の中止又は廃止
- (4) 前3号に掲げるもののほか市長が重要と認める変更

2 前項の規定による申請は、市長がやむを得ないと認める理由がある場合に限り、事後に変更承認申請を行うことができる。

(実績報告)

第8条 規則第12条に規定する補助事業等実績報告書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金実績報告書(様式第4号)によるものとし、次に掲げる書類を添付し、市長に提出するものとする。

- (1) レンタカー事業者が原本と相違ない旨を証明したレンタカー貸渡証の写し(レンタカー利用者に限る。)
- (2) 領収したことがわかるものの写し(レンタカー利用者の場合は、レンタカー事業者が原本と相違ない旨を証明しているもの。)
- (3) 支払額の内訳がわかるもの(領収したことがわかるものの写しでわかる場合は、省略できる。)

(補助金の額の確定)

第9条 規則第13条に規定する補助金等確定通知書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等確定通知書(様式第5号)によるものとする。

(交付の請求)

第10条 規則第14条第2項に規定する補助金等交付請求書は、貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金等交付請求書(様式第6号)によるものとする。

2 市長は、前項の請求書を受理した日から30日以内に補助金を補助事業者に交付するものとする。

(雑則)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

(施行日)

1 この告示は、令和2年6月25日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、令和3年5月31日限り、その効力を失う。

附 則(令和2年松江市告示488号)

(施行日等)

1 この告示は、令和2年8月20日から施行し、令和2年8月1日から適用する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に提出されている改正前の貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱の様式により使用されている書類は、改正後の貸切バス等による松江市民の県内移動支援事業補助金交付要綱によるものとみなす。

附 則(令和2年松江市告示507号)

(施行日)

1 この告示は、令和2年9月3日から施行する。

附 則(令和2年松江市告示563号)

(施行日等)

1 この告示は、令和2年10月19日から施行し、令和2年10月1日から適用する。

附 則(令和2年松江市告示583号)

(施行日)

1 この告示は、令和2年11月6日から施行する。

附 則(令和2年松江市告示627号)

(施行日)

1 この告示は、令和2年12月15日から施行する。